

独立行政法人勤労者退職金共済機構
の改革案について
《改革案説明資料》

独立行政法人勤労者退職金共済機構の改革案について

ヒト

1. 組織のスリム化

<平成16年度> 役員7人※ 職員270人
 ※独法化(15年10月)の際に1名減
 <平成21年度> 役員7人 職員257人
 <平成22年度> 役員7人 職員255人
 <平成23年度> 役員6名(23.10.1~) 職員248名(24年度から)

・清退共、林退共の見直し
 ・適格年金移行課の廃止等

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	4/7人中	1(※)/7人中	▲3
職員	0/257人中	0/255人中	-

※平成21年10月に理事の4名について公募を実施した結果、1名採用

改革の効果

《削減数》

役員 ▲1人(新規)
 職員 ▲7名(新規・24年度)

《今後の対応》

理事:引き続き公募選考を実施
 (次期改選:23年10月)

モノ

2. 余剰資産などの売却

- 本部ビル(土地1,917㎡)は、耐用年数を経過した時点で売却・移転
- 宿舍の全廃、22年度中の売却を目指し雇用・能力開発機構と協議中

《削減額》

(参考)貸借対照表の額(20年度)

- 機構本部ビルの土地 32.6億円
- 越谷宿舍の土地 1.6億円

カネ

3. 国からの財政支出の削減

<平成16年度> 4,074百万円 (運営費交付金)
 <平成21年度> 3,270百万円 (運営費交付金)
 <平成22年度> 1,536百万円 (基幹的業務に係る補助金)
 <平成23年度> 1,490百万円

・システムオープン化による運用コストの削減等

《削減額》

▲46百万円(新規)

4. その他改革事項

- 効果的な加入促進
- 退職金未請求問題等への対応

《国民への影響》

中退制度の更なる普及促進、効率化

1. 組織のスリム化

- 役員1名を削減(次期改選時(平成23年10月1日)に)。
- 加入促進・相談業務について、大都市やその周辺へ業務を集約。
 - ・ 普及推進員の削減(100名→35名程度に削減)。
 - ・ 相談コーナー(8カ所)について、稼働率が高い所以外の6カ所を廃止(コールセンター化を検討)
- 適格退職年金からの移行業務の担当組織(7名)を、移行期限である平成24年3月末に廃止。
- 清退共と林退共の一体的業務運営による効率化を検討。

2. 余剰資産などの売却

- 機構本部の土地・建物(運用資産として保有・使用)について、建物の耐用年数(50年。現在42年経過)を経過した時点(それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点)で売却・移転。
- 宿舍を全廃(越谷、松戸)、22年度中の売却を目指し雇用・能力開発機構と協議中。

3. 国からの財政支出の削減

- システム最適化(第1次 平成22年10月稼働予定)による経費節減(平成23年度△0.5億円)。

4. その他改革事項

【効果的な加入促進】

- これまでの加入促進活動(企業訪問・説明会、団体への加入促進業務の委託、普及推進員による活動等)の結果を検証し、今後、効率的な加入促進を行うため、大都市への集約化を図る。
- 例えば、高い実績を得ている団体(社会保険労務士や税理士等の団体)の積極的活用をさらに進めるとともに、今後新規拡大が見込める分野の業界団体への委託等についても検討。

【未請求問題等への対応】

- 退職後3ヶ月(※)を経過した時点で退職金が未請求の場合に、退職者の住所の提供を事業主に依頼し、迅速な住所把握を図る(得られた情報に基づき機構から退職者に直接請求を要請)。
(※従来は退職後6ヶ月)
- これまでの未請求対策を検証するとともに、退職時の被共済者の住所の把握について、住基ネットの活用も含め実施を検討。

退職金未請求者に対する主な取組

未請求率の縮減

年度 (脱退年度)	取組前			取組後	
	17年度 (15年度)	18年度 (16年度)	19年度 (17年度)	20年度 (18年度)	21年度 (19年度)
2年経過後の 未請求率	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	1.8%

新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 在職者への取組

- 新たに加入した従業員に対し、「加入通知書」を事業主を通じて通知(20年度から)
- 「掛金納付状況票」を個人ごとに切り離せるものとし、毎年事業主を通じて通知(21年度から)

今後の取組

- 被共済者全員について退職時に住所把握を行う(システム最適化後システム改修を行い、23年度中に実施)

累積した未請求退職者に対する取組

- 未請求者が過去在籍した事業所から住所を把握し、未請求者(時効に至っていない者を含む)に請求を依頼

(21年度まで)

事業所 65,929所、未請求者 149,838人

住所情報が得られ、退職金の請求手続を要請した者 39,298人

退職金を支払うことができた者 23,877人(8,494百万円)

時効(退職後5年)処理後支給

年度	件数	金額 (()は1件当たり金額)
19年度	845件	508,353千円(602千円)
20年度	4,864件	1,734,585千円(357千円)
21年度	6,799件	1,165,842千円(171千円)

未請求退職金に関する周知の徹底

- フリーコールの設置(19年度から)
- ホームページでの注意喚起文の掲載(19年度から)
- ホームページ上で加入事業所が検索できる仕組みを構築(21年度から)

今後の取組

- 引き続き住所情報を把握し、請求に向け粘り強く働きかける
- 住基ネットの活用を要請し、不明者の住所を把握できるようにする

長期未更新者に対する主な取組

長期未更新者とは

長期未更新者とは、手帳の更新手続きが3年間行われていない者。
これらの者の中にはすでに業界を引退している者もいる可能性があることから、退職金を確実に支給するため様々な対策を講じている。

☆ただし、この長期未更新者の中には

- ・出稼ぎ労働者（例えば年間3ヶ月働くなど、断続的に同一の業界で就労している者）
 - ・今は建設業などに従事していないが、将来再びその業界で就労の意思のある者、
- もあり、これらの者は退職金の支給事由に該当しないものも存在（※）→退職金の未請求者とはいえない。

※退職金は、その業界を引退した場合に支給。

長期未更新者の現況調査

事業主を通じて現況を調査・把握し、退職金請求（すでに引退している場合）、手帳更新（手帳が満了している場合）等の
手続を取るよう要請。（20年度 建退共：34,387件実施、退職金給付：2,184件、手帳更新：3,930件

清退共：3,821件実施、退職金給付：1,364件、手帳更新：34件（21年12月現在）

林退共：5,697件実施、退職金給付：2,414件、手帳更新：499件（21年12月現在）

新たな長期未更新者の発生を防止するための対策

- 新規加入の被共済者の住所を把握し、機構から直接、共済制度に加入したことを通知。
- 共済手帳に住所欄を設け、手帳の更新時に住所を把握。

↓
被共済者の住所のデータベース化

長期未更新者を縮減するための対策

- 共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう各種の注意喚起を実施。
 - ・ホームページでの注意喚起文の掲載
 - ・注意喚起入りポスター・被共済者用パンフレットの作成・配布
- 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう文書により要請を実施。